

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、翌日)

目次
◇条 例 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

別表の第一種県管住宅の表中

簡易耐火	四、五〇〇円
中層耐火	四、九〇〇円
簡易耐火	四、七〇〇円

四十二年 誠道 境港市高松町 簡易耐火 四、五〇〇円

に改め、同表の第二種県管住宅の表中

四十二年 誠道 境港市高松町	簡易耐火	三、六二〇円
四十一年 上井 倉吉市小田	簡易耐火	四、〇〇〇円

に改める。

四十二年 誠道 境港市高松町 簡易耐火 三、六二〇円

四十一年 誠道 境港市高松町	四十二年 誠道 境港市高松町
四十一年 浜坂 鳥取市浜坂	四十一年 上井 倉吉市小田

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十一年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十七号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。